

制定：令和3年10月20日

2022年度 運動施設の優先使用について

万博記念公園マネジメント・パートナーズ

2022年度における運動施設の優先使用

万博記念公園マネジメント・パートナーズ（以下「BMP」という。）では、公共的、広域的なスポーツ競技大会及び青少年の健全育成を目的とするスポーツの利用並びに万博記念公園の魅力向上及び賑わいの創出につながるプロスポーツの試合などを一般使用に優先して受付を実施します。

1 優先使用の対象となる期間及び施設

(1) 対象期間

2022年4月1日 から 2023年3月31日 まで

(2) 対象施設

- 東地区運動施設 : 少年野球場、万博記念競技場、弓道場、少年球技場、運動場
南地区運動施設 : 野球場、スポーツ広場 (No.1～No.5)、総合スポーツ広場、小運動場
西地区運動施設 : フットサルコート、テニスコート

【留意事項】

- 東地区運動施設は、原則として水曜日が休場日となります。
- 改修工事を予定している為、下記の期間においては年間優先受付を行いません。
施設：テニスコート No23～No32 (10面)
期間：2022年12月1日～2023年1月31日
- 万博記念競技場等を発着とするマラソン大会及び駅伝大会の実施可能期間
公園内を走路とするマラソン・駅伝大会が、実施できる時期の定めは設けないものとします。
ただし、マラソン大会・駅伝大会を実施することで一般来園者やイベント実施の妨げとなる可能性が見込まれる場合は BMP にて協議し実施の可否を判断します。
※コース設定については、別途申請が必要となります。
※万博記念競技場等の受付によりマラソン大会等の実施を確約するものではありません。
マラソンコースの使用可否判断については、希望日の3か月前となります。
- 万博記念競技場のフィールド（芝生）内利用について
陸上競技、サッカー、ラグビー等のスポーツ利用やイベント実施による使用が2日以上連続する場合は、芝生養生の観点等から使用を制限または調整することがあります。
- 観覧席を有するなど大会の開催を想定した施設である野球場、万博記念競技場での有観客（有料）開催について、前年度3000人程度の集客実績があり優先使用の要件①から④までに該当する競技大会等においては、同等の集客が見込める利用に限り、2023年度第1四半期（4月～6月）までの期間の中で1日程度の申込を可能とします。

2 優先使用の要件

次の①から⑦までのいずれかに該当するものとします。

- ①大阪府日本万国博覧会記念公園事務所及びBMPが主催または委託事業として実施するスポーツに関する競技大会等
- ②国又は地方公共団体が主催するスポーツに関する競技大会等（全国高等学校野球選手権大会大阪府予選を含む）
- ③体育振興、社会福祉等公益的な目的のため活動する非営利団体が国又は地方公共団体の後援を得て実施するスポーツに関する競技大会等
- ④プロスポーツ又は、これに類するスポーツの試合（ジャパンラグビートップリーグ、日本社会人アメリカンフットボールXリーグなど）
- ⑤広域的（府内全域以上）なスポーツに関する競技大会等
- ⑥上記①から⑤を除くスポーツを通じた青少年の健全育成を目的とする行事・スクール等
- ⑦親睦や福利厚生を目的としたスポーツ行事（運動会等）

3 優先使用の使用可能日数

次の①及び②により算出した日数を限度として、優先使用の使用可能日数とします。

- ① 青少年の健全育成を目的とする少年野球場・少年球技場並びに観覧席を有するなど大会の開催を想定した施設である野球場、万博記念競技場及び万博記念競技場の補助的な競技場である運動場の優先使用に係る日数は、各施設の使用可能日数の概ね4分の3以内であって、かつ土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日等」という。）の概ね4分の3以内とします。
- ② その他の運動施設の優先使用に係る日数は、各施設の使用可能日数の概ね3分の1以内であって、かつ休日等の概ね3分の1以内とします。※各月における各施設の優先使用に係る使用可能日数は、原則として別紙「2022年度運動施設優先使用可能日数表」記載の日数を限度とします。

※申請にあたっては、優先使用可能日数以内での申請としてください。

なお、優先使用可能日数を超えて申請した場合、すべての申込が無効となります。

4 受付期間

2021年11月1日（月）

～2021年11月30日（火）まで

5 申込み手続き

(1) 提出書類

- ① 2022年度運動施設優先使用申込書【別紙様式1】
- ② 競技大会等の概要が分かるもの
※「2. 優先使用の要件」に該当することが確認できるもの（企画書、事業計画書、実施概要等）
- ③ 申込団体の概要が分かるもの ※規約、定款、組織概要等
- ④ **感染症対策・熱中症予防対策等を含む安全対策の計画書**
- ⑤ 後援名義使用承認書（「2. 優先使用の要件」③に係る申込みの場合のみ）
※使用日の20日前までに原本提示（※写しを一部提出）がない場合は、優先使用を取り消します。

※提出書類①～④は同時に提出してください。必要な書類が提出されない場合は、受付できません。

(2) 申込書等の提出方法

- ① 郵送の場合 : **2021年11月30日(火) 必着**
送付先 : 〒565-0826 大阪府吹田市千里万博公園1-1
万博記念公園マネジメント・パートナーズ 運動施設 宛て
- ② メールの場合 : sports.uketuke@expo70-park.jp **(11月30日(火) 必着)**
※開封確認設定を行い送信してください。3日以内に受付完了メールを返信します。

ア. 申請書ファイルをHPよりダウンロード
イ. 必要事項入力後、ファイル形式PDFで保存
ウ. 申請書及び必要書類を合わせて、メールで送信
- ③ 直接の場合 : 各地区事務所へ 【表1】参照

6 優先使用に係る申込みが重複した場合等の決定方法

(1) 使用施設、使用日において申込みが重複した場合

「2. 優先使用の要件」の①から⑦の順に従い、決定します。なお、これによっても決定できない場合については、抽選により決定します。

(2) 使用可能日数を超えて申込みがあった場合

各施設の優先使用可能日数を限度として、「2. 優先使用の要件」の①から⑦の順に従い、決定します。なお、これによっても決定できない場合については、施設ごと、月ごとに抽選により決定します。

(3) 上記(1)(2)の抽選について、申請者が参集しての抽選会は実施せずBMPにて厳正に抽選を行います。

7 優先使用者の決定及び通知

2021年12月下旬に決定し、決定した優先使用者には、郵送又はメールにより通知します。

8 使用許可手続き及び使用料の納付

上記7の決定通知を受けた優先使用者は、速やかに公園施設使用許可申請書を下記提出先に提出し、使用料を納付し使用の許可を受けてください。

※テニスコート・フットサルコートは公園施設使用許可申請書の提出は不要です。

【表1】

使用施設名	申請書の提出先
少年野球場、万博記念競技場、少年球技場、運動場、弓道場	吹田市千里万博公園 5-2 万博記念競技場事務所 電話：06- 6877- 3351 (受付時間：10時～16時)
弓道場	弓道場事務所 電話：06- 6877- 3355 (受付時間：10時～16時)
野球場、スポーツ広場、総合スポーツ広場、小運動場	吹田市千里万博公園 3-1 運動施設中央管理事務所 電話：06- 6877- 3797 (受付時間：10時～16時)
フットサルコート	吹田市千里万博公園 11-1 フットサルクラブ 電話：06- 6877- 3356 (受付時間：12時～19時)
テニスコート	吹田市千里万博公園 11-1 スポーツハウス 電話：06- 6877- 3449 (受付時間：10時～19時)

9 優先使用のキャンセルについて

年間優先予約が決定した日程をキャンセルする場合は、**2022年2月第1日曜日（第1四半期日一般予約日）**までに各地区管理事務所に連絡してください。

年間優先予約での予約した日程において、上記の期日までにキャンセルの連絡が無く直前でキャンセルが相次いだ場合、次年度以降の年間優先申込を受け付けない場合があります。

10 優先使用の取消し

次の①から④に該当する場合は、優先使用を取り消すことがあります。

- ①施設管理上、支障があると認められるとき。
- ②使用許可手続きの完了、もしくは使用料の全額を納付しなかったとき。
- ③「5. 申込み手続き」の「(1) 提出書類」⑤の場合であって、後援名義使用の承認が得られなかったとき。
- ④ その他BMPが不相当と認めたとき（虚偽の申請や使用内容を無断で変更するなど）

11 使用料の還付

10. 優先使用の取消しの各号のいずれかに該当する場合、又は優先使用者が取消しを申し出た場合における、予め納付した使用料の還付については、「使用料の還付に関する取扱基準」の規定によるものとします。

12 その他

使用目的や後援名義等に関して虚偽の申込みを行った団体については、当該優先使用を取消すとともに、次年度から受付けないことがあります。

各施設の利用規約を厳守できない場合は次年度から優先予約を受け付けないことがあります。

13 問い合わせ先

①電話での問い合わせ

東地区 記念競技場 電話：06-6877-3351
 南地区 中央管理事務所 電話：06-6877-3797
 西地区 万博テニスガーデン 電話：06-6877-3449

②メールでの問い合わせ

全地区共通：sports.uketuke@expo70-park.jp

14 2022年度運動施設優先使用可能日数表

(単位:日)

地区	施設名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
東地区	万博記念競技場	平日	12	11	12	12	12	12	12	11	12	12	11	12	
		休日等	7	9	6	8	6	7	8	7	6	7	6	6	
	運動場	平日	12	11	12	12	12	12	12	11	12	12	11	12	
		休日等	7	9	6	8	6	7	8	7	6	7	6	6	
	少年野球場	平日	12	11	12	12	12	12	12	11	12	12	11	12	
		休日等	7	9	6	8	6	7	8	7	6	7	6	6	
	少年球技場	平日	12	11	12	12	12	12	12	11	12	12	11	12	
		休日等	7	9	6	8	6	7	8	7	6	7	6	6	
	弓道場	平日	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
		休日等	3	4	2	3	3	3	3	3	2	3	3	3	
	南地区	野球場	平日	15	14	16	15	16	15	15	15	15	15	14	16
			休日等	7	9	6	8	6	7	8	7	6	7	6	6
スポーツ広場(No.1~No.5)		平日	6	6	7	6	7	6	6	6	6	6	6	7	
		休日等	3	4	2	3	3	3	3	3	2	3	3	3	
総合スポーツ広場		平日	6	6	7	6	7	6	6	6	6	6	6	7	
		休日等	3	4	2	3	3	3	3	3	2	3	3	3	
小運動場		平日	6	6	7	6	7	6	6	6	6	6	6	7	
		休日等	3	4	2	3	3	3	3	3	2	3	3	3	
西地区	フットサルコート	平日	6	6	7	6	7	6	6	6	6	6	6	7	
		休日等	3	4	2	3	3	3	3	3	2	3	3	3	
	テニスコート	平日	6	6	7	6	7	6	6	6	6	6	6	7	
		休日等	3	4	2	3	3	3	3	3	2	3	3	3	

※休日等とは、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日という。

※「年間優先申込要項」掲載後に休日等が変更した場合でも上記、使用可能日数は原則変更しません。

使用料の還付に関する取扱基準

大阪府日本万国博覧会記念公園条例第10条第2項に基づく使用料の還付については、次のとおりとする。

(1) 共通事項

- ①使用者の責めに帰することのできない事由により使用できなくなったとき：既納使用料の全額
- ②施設や備品等の損壊や不具合など施設の維持管理上の問題や利用者の安全管理の必要性から、大阪府が施設の使用許可を取り消し又は施設の使用を制限したとき：既納使用料の全額
- ③使用料納付後、使用日までに使用料の減額又は免除に該当することが判明したとき：減額又は免除に応じた額
- ④その他、知事が特別の理由があると認めるとき：既納使用料の全額

(2) お祭り広場、上の広場、下の広場、東の広場及びこれらの広場の周辺の園路及び緑地並びにもみじ川芝生広場、大地の池、パビリオン

- ①使用者の責めに帰することのできない事由により使用できなくなったとき：既納使用料の全額
- ②使用する日の3か月前までに利用申込の取り消しを申し出たとき：既納使用料の8割に相当する額
- ③使用する日の1か月前までに利用申込の取り消しを申し出たとき：既納使用料の5割に相当する額
- ④使用する日の15日前までに利用申込の取り消しを申し出たとき：既納使用料の2割に相当する額

(3) 自然観察学習館

- ①使用する日の1か月前までに利用申込の取り消しを申し出たとき：既納使用料の5割に相当する額

(4) 野球場、少年野球場、スポーツ広場、万博記念競技場、フットサルコート、弓道場、少年球技場、総合スポーツ広場（多目的使用の区域に限る）、運動場、小運動場

- ①使用する日の10日前までに利用申込の取消しを申し出たとき：既納使用料の全額

(5) テニスコート、小広場

- ①使用する日の3日前までに利用申込の取消しを申し出たとき：既納使用料の全額